(証券コード6669) 平成28年7月12日

株主各位

京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町374番地 シ ー シ ー エ ス 株 式 会 社 代表執行役社長 各 務 嘉 郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年8月2日(火曜日)営業時間終了時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成28年8月3日(水曜日) 午前9時30分
 - ※ 開催時刻が定時株主総会と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
- 2. 場 所 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地 京都ガーデンパレス 2階 葵の間

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ○当社では、インターネット上の当社ウェブサイト(ホームページアドレス http://www.ccs-inc.co.jp) において招集ご通知を提供しております。 なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合には、上記当社ウェブサイト において掲載させていただきます。
- ○本臨時株主総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産のご用意および会社説明会の開催はございません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案ないし第5号議案の上程に至る経緯

当社は、オプテックス株式会社(以下、「オプテックス」といいます。)による平成28年4月8日から同年5月25日までに実施された当社普通株式の公開買付けの結果、平成28年5月31日をもってオプテックスの連結子会社となりました。当社は、オプテックスグループの一員として、グループ内の事業シナジーを早期に具現化し、より一層の企業価値向上を目指すために、以下のとおり、新たな体制を構築することが必要であると判断いたしました。

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、平成21年10月に、経営監督機能の強化、経営の透明性および機動性の向上を目的として指名委員会等設置会社に移行し、健全なコーポレート・ガバナンスを実践してまいりました。今般、オプテックスグループの一員となったことに伴い、当社のコーポレート・ガバナンスの在り方を再検討した結果、グループ内の連携を強化し、経営効率を高めると同時に、これまで同様に健全なコーポレート・ガバナンスを維持向上できる体制を構築するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 事業年度の変更

オプテックスグループの一員として経営効率を高めるため、オプテックスと同様、毎年1月1日から12月31日を事業年度とすることといたしました。

(3) A種優先株式の消却

当社は、平成23年7月開催の臨時株主総会を経てA種優先株式の種類株式発行会社となりましたが、平成28年5月2日付の「優先株式の普通株式への転換に関するお知らせ」ならびに平成28年5月12日付の「自己株式(A種優先株式)の消却に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、A種優先株式を消却することとなったため、種類株式に関する定款の定めを廃止することといたしました。

このような新たな体制の構築のために、所要の定款変更と取締役選任のご承認をいただくことを主たる目的として、本臨時株主総会を招集することといたしました。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「第1号議案ないし第5号議案の上程に至る経緯」でご説明申し上げました 各々の理由により、次の変更を行うものです。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う会社の機関、取締役に関する事項、 その他関連する事項に関する所要の規定の新設および変更ならびに執行 役に関する規定の削除。
- (2) 非業務執行取締役等との間の責任限定契約に関する規定の見直しに伴う変更。
- (3) 事業年度の変更およびこれに伴う所要の変更。
- (4) A種優先株式および種類株主総会に関する規定の削除。
- (5) 事業年度の変更に伴う第23期事業年度にかかる定時株主総会および第24 期事業年度の期間ならびに執行役の損害賠償責任の免除に関する事項の 経過措置を定める附則第1条ないし第6条の新設。
- (6) その他所要の字句修正と条数変更。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力 が発生するものといたします。

また、非業務執行取締役等との間の責任限定契約に関する規定の変更および 執行役の損害賠償責任の免除に関する事項の経過措置を定める附則の新設に つきましては、各監査委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

	(14,4,7,7,10,2,2,2,2,2,7,10,7,0,7,0,7,0,7,0,7,0,7,0,7,0,7,0,7,
現行定款	変更案
第1条~第3条(条文省略)	第1条~第3条(現行どおり)
(機 関) 第4条 当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 3.会計監査人	(機 関) 第4条 当会社は、 <u>監査等委員会設置会社</u> として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第5条(条文省略)	第5条(現行どおり)

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数 は、12,005,103株とし、各種類の株式の発行可 能種類株式総数は、次のとおりとする。

1. 普通株式 2. A種優先株式 12,000,000株 5,103株

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、普通株式 につき100株とし、A種優先株式につき1株と する。

第8条~第9条(条文省略)

(株主名簿管理人)

第10条(条文省略)

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議または取締役会の決議による 委任を受けた執行役の決定によって定める。 ③(条文省略)

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他 株式に関する取扱いは、法令または本定款のほ か、取締役会又は取締役会の決議による委任を 受けた執行役の決定において定める株式取扱 規程による。

変更案

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数 は、12,000,000株とする。

> (削除) (創除)

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条~第9条(現行どおり)

(株主名簿管理人)

第10条(現行どおり)

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定める。

③(現行どおり)

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他 株式に関する取扱いは、法令または本定款のほ か、取締役会において定める株式取扱規程によ る。

現行定款	変更案
第2章の2 A種優先株式	(削除)
第2草の2 A種優先株式 (A種優先株式) 第12条 当会社の発行するA種優先株式の内容については、次のとおりとする。 1. 剩余金の配当 当会社は、平成23年8月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において、普通株式の大きである。 1. 剩余金の配当 当会社は、平成23年8月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において、普通株式の大きで有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の養婦株式質権者(以下「普通経験上で、「基準に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先株式で着、当時株式1株当たりの配当をた登録株式質権者である。の配当をした場合には、当該端数は以下に定義する。)を乗じた額計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、当該端数(以下に定義する。)を乗じた額計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、当該端数(以下に定義する。)を乗じた額計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、当道機先株式をの配当と同順位にて行う。なお、当会社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、下記4、に定める株式を対価とする取得請求を行なった場合にA種優先株式1株の取得と引換えにA種優先株主に交付される普通株式の数をいう。 2. 残余財産を分配するときは、A種優先株主に交付される普通株式の数をいう。 2. 残余財産を分配するときは、A種優先株式1株の取得と引換えにA種優先株主には普通登録株式質権者に対し、普通株主またはA種優先株式1株につき196,000円を支払う、A種優先株式1株につき196,000円を支払う。	(削除)
A種優先株主またはA種優先登録株式質権者 に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わ ない。	
3. 議決権 <u>A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u>	

変更案

4. 普通株式を対価とする取得請求権
A種優先株主は、平成24年 7月29日以降平成29年 7月28日(同日を含む。)までの間(以下「取得請求期間」という。)いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対して、次に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、取得請求の日において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、取得請求の日において、請求対象普通株式数が、当会株式数を行可能普通株式総数かたの発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当該株式数の範囲内において、A種優先株式に対して交付する普通株式の数が最大の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式のついては、取得請求がなされなかったものとみなす。

(ア) A 種優先株式の取得と引換えに交付する 普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数は、下記(イ)乃至(エ)で定める取得価額で除して得られる数(以下「転換時交付株式数」という。)とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てた上同項に定める金銭(以下「転換時交付金額」という。)をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。(イ)当初取得価額

取得価額は、当初、196,000円(以下「当初取得価額」という。)とする。

(ウ)取得価額の修正

平成23年10月31日(以下「修正基準日」という。)において、修正基準時価(以下に定義される。)が当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が生じた場合、下記(エ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回るとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

変更案

「修正基準時価」は、修正基準日(同日を含む。) までの直近の30連続取引日(以下、本(ウ)にお いて「修正基準時価算定期間」という。)の東京 証券取引所JASDAQ市場における当会社 証券収引の J ASDA Q II 物においる 当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く、円位未満小数第2位 まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記 (エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値 の平均値は下記(エ)に準じて当会社が適当と 判断する値に調整される。 (エ)取得価額の調整

(エ)取骨値額の調整 (a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(下限取得価額を含む。以下同じ。)を調整する。 (i)普通株式につき株式の分割または株式無 慣割当てをする場合、次の算式により取得価額を を調整する。なお、株式無慣割当ての場合には、 なの第または大きには、 を調整する。ほね、休み無具削当とい場口には、 次の算式における「分割前発行済普通株式数」 は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除 く。)」「分割後発行済普通株式数」は「無償 割当て後発行済普通株式数」は「無償 で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれ ぞれ読み替える。

調整後取得価額=調整前取得価額×分割前発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基

順割当に係る差壁日を定めた場合は当該差準日)の翌日以降これを適用する。 (ii)普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額=調整前取得価額×併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数 現行定款変更案

(iii)下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下無くに対して同じ。)の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を交付する場合を除く。)、次の算書価株式を交付する場合を除く。)、次の算書価額調整式」という。)により期目(払込期間を定めた場合には当該払込期間(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終目。以下同で。)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合には当該払込期間の最終目。以下「株主を交付する場合には当該基準日(以下「株主の割当という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

 (発行済普通株式数 -当会社が保有する 普通株式の数)
 新たに発行する普通株式の 数×1株当たり払込金額 普通株式の数)

 調整後
 調整前

 <th

(iv) 当会社に取得させることによりまたは当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの財価を下回音通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日に、株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本(iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日で、発行または処分される、が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生する日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

変更案

(v) 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当日に、新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の場合にはそる基準日を定めた場合は当該基準日がある場合はよいて同じ。)に、また株主割当日がある場合はこれで行使されまたは取得されて普通株式1株当たりの新株予約権の組込価額と新株式1株当たりの新株予約権の組込価額と新株予約権の指して出資される新株予約権の組込価額を新株予1株当たりの新株予約権の組込価額を新株予1株当たりの新株予約権の組込価額を割りとして計算される額を、調整後取得価額に対して出資される財産の普通株式1株当たりの新株予約権の組込価額と新まで計算される額を、調整後取得価額に対して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額の計算を使用して計算される場合にはその翌日以降、これを適用する。ただしなにはその翌日以降、これを適用する。ただしなにはらればりは、201ともの場合にはその翌日以降、これを適用する。ただしなはりによる取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オブション目的で発行されないものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i) 乃至(ii)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記(a)に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うものとする。

(i)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii)その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由等により、当会社が取得価額の調整を必要と認めるとき。

現行定款 変更案 (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合 は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数 第2位を四捨五入する (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に 先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東 京証券取引所JASDAQ市場における当会 上の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均 値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入す る。) とする ②、とり②。 (②、取得価額の調整に際し計算を行った結果、 調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は これを行わない。ただし、本(e)により不要とさ れた調整は繰り越されて、その後の調整の計算 において斟酌される (才)取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 係るA種優先株式を表示し、その他必要事項を 記載した上、取得請求期間中に上記(オ)に記載する取得請求受付場所に提出しなければなら ない (キ)取得の効力は、取得請求書が上記(オ)に記載する取得請求受付場所に到着した日の25日後(以下「取得日」という。)に発生し、当会社 は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をし たA種優先株主は、当会社がその取得と引換え こ交付すべき普通株式の株主となる。ただし <u>取得日(同日を含まない。)までに下記7.(ア</u> に定める買戻日が到来した場合には、上記(カ) こ定める取得請求書記載の取得請求に係る A 種優先株式のうち、下記7. (ア)に定める現金 取得通知記載の取得するA種優先株式につい ては、本4.に定める取得請求権に基づく取得 の効力は発生しない (ク)当会社は、上記(キ)に記載する取得の効力 発生後、当該取得請求をしたA種優先株主に対 して、当該A種優先株主が指定する株式会社証 券保管振替機構または口座管理機関における

振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録 を行うことにより普通株式を交付する。

変更案

5. 金銭を対価とする取得請求権 A種優先株主は、当会社普通株式が日本のいず れかの金融商品取引所(金融商品取引法第2条 第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に おいて上場廃止が決定されたときまたは平成 28年7月29日以降平成29年7月28日(同日を含 む。)までの間、いつでも、法令および分配可能 額の範囲内において、当会社に対し、金銭の交 付と引換えに、その有するA種優先株式の全部 または一部を取得することを請求することが できるものとし、当会社は、当該請求に係るA 種優先株式日株を取得するのと引換え

歴度ル株工 (大学などするの 対保人 に、196,000円の金銭を当該A種優先株主に対 して交付する。ただし、分配可能額を超えてA 種優先株主から本5.に基づくA種優先株式 の取得請求がなされた場合には、当会社は、分 配可能額の範囲内において、取得請求されたみ 種優先株式の数に応じた比例按分その他当会 社の取締役会が決定する方法により、当該取得 請求に係るA種優先株式の一部を取得する。な お、かかる方法に従い取得されなかったA種優 先株式については、取得請求がなされなかった ものとみなす。

<u>6. 普通株式を対価とする取得条項(強制転換</u>条項)

<u>(ア)当会社は、取得請求期間中に取得請求のな</u> かったA種優先株式の全部を、取得請求期間の 末日の翌日(以下「強制取得日」という。)をも 本日の立日(以下「畑町取行日」という。)をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得するのと引換 <u>えに、A種優先株主に対して、その有するA種</u> 優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額 を、下記(イ)に定める強制取得価額で除して得 られる数の普通株式を交付するものとする。な お、A種優先株式の取得と引換えに交付する普 通株式の数に1株に満たない端数があるとき は、会社法第234条に従ってこれを取扱う。 (イ)上記(ア)に定める強制転換の場合におけ <u>る取得価額は、強制取得日に先立つ5連続取引</u> 日(以下「強制取得価額算定期間」という。)の 東京証券取引所JASDAQ市場における当 会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平 均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第 2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする(以下「強制取得価額」という。)。な お、強制取得価額算定期間中に上記4. (エ) 規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均 値は上記4. (エ)に準じて当会社が適当と判 断する値に調整される。

(ウ)当会社は、取得の効力発生後、A種優先株主だ対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

現行定款	変更案
= AABA LIGTI) N T T / B A T / T A T / B A	
7. 金銭を対価とする取得条項(現金取得条 項)	
(ア)当会社は、上記4.に定める普通株式を対	
価とする取得請求をしようとするA種優先株	
主が上記4. (カ)に定める必要事項を記載し	
た取得請求書を上記4. (オ)に定める取得請	
求受付場所に提出した場合に限り、当会社の取	
締役会が別途定める日(以下「買戻日」とい	
<u>う。)の少なくとも15日前までに、A種優先株主</u> およびA種優先登録株式質権者に対して、当該	
取得請求の対象となっているA種優先株式の	
全部または一部を取得する旨並びに買戻日、取	
得するA種優先株式の数およびその他必要な	
事項を書面により通知(以下「現金取得通知」	
という。)および公告することにより、買戻日の 到来をもって、法令および分配可能額の範囲内	
■ <u>到来をもって、法令および分配可能額の範囲内</u> において、当該取得請求の対象となっているA	
種優先株式の全部または一部(ただし、発行済	
みのA種優先株式の総数の60%に相当する数	
(累計)を上限とする。)を取得することができ	
るものとする。当会社は、A種優先株式を取得	
するのと引換えに、A種優先株主またはA種優 先登録株式質権者に対して、下記(イ)に定める	
<u>先登録休式貨権者に対して、下記(4)に定める</u> 買戻し基準時価に上記4.(ア)に定める転換	
時交付株式数を乗じ、さらに上記4. (ア)に定	
める転換時交付金額を加算した金額に相当す	
る金銭を交付するものとする。	
(イ)買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に 先立つ30連続取引日(以下「買い戻し基準時価	
<u>先立つ30連続取引日(以下「買い戻し基準時価</u> 算定期間 という。)の東京証券取引所 JASD	
AQ市場における当会社の普通株式の普通取	
引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除	
く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数	
第2位を四捨五入する。)とする。ただし、買戻	
■ <u>し基準時価が取得価額の2.2倍を超える場合は</u> ■ 取得価額の2.2倍相当額とする。なお、買戻し基	
単時価算定期間中に上記4.(エ)に規定する	
事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記	
4. (エ)に準じて当会社が適当と判断する値	
<u>に調整される。</u>	

変更案

8. 金銭を対価とする取得条項(強制償還条項)

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年10月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第<u>14</u>条 当会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、毎年<u>7</u>月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、代表執行役がこれを招集し、その議長となる

②代表執行役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条~第18条(条文省略)

第3章の2 種類株主総会

(種類株主総会)

第18条の2 第14条、第15条、第16条および第 18条の規定は、種類株主総会にこれを準用す

②第17条1項の規定は、会社法第324条第1項 に定める種類株主総会の決議にこれを準用す

③第17条2項の規定は、会社法第324条第2項 に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。 (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の終了後3か月以内</u>にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第<u>13</u>条 当会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づ ま、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長とな

②<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の<u>取締役</u>が株主総会を招集し、議長となる。

第15条~第17条(現行どおり)

(削除)

(削除)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第 <u>19</u> 条 当会社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取 締役を除く。)は、5名以内とする。 ②当会社の監査等委員である取締役は、4名以 内とする。
(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議により選任 する。 ②~③(条文省略)	(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。 ②~③(現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する最終の事業年度に関する定時株主総会 の終結の時までとする。 ②補欠または増員により選任された取締役の 任期は、他の現任の取締役の残任期間と同一と	(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。 (削除)
<u>する。</u> (新設) (新設)	②監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期の満了前に退任した監査等委員である 取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(取締役会の権限) 第22条 取締役会は、法令または本定款に定めるほか会社の業務を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。 ②取締役会は、法令または本定款に定める一定の事項を除き、会社の業務の決定を執行役に委任することができる。	(削除)
(新設)	(代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議により 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中 から選定する。 ②取締役会の決議をもって、取締役社長1名、 取締役専務、取締役常務その他取締役会で定め る役付取締役各若干名を選定することができ る。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって重要な 業務執行(同条第5項各号に定める事項を除 く。)の決定の全部または一部を取締役に委任 することができる。
第23条(条文省略)	第23条(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発するものとする。た だし、緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 当会社の取締役会の決議は、取締役の 過半数が出席し、出席した取締役の過半数をも って行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の 決議事項について書面または電磁的記録によ り同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条(条文省略)

(新設)

(取締役の責任免除および非業務執行取締役と の間の責任限定契約)

第28条(条文省略)

②当会社は、会社法第427条第1項の規定に基 づき、取締役(業務執行取締役等である者を除 く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠 償責任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>500万円以上であらかじめ定めた額または</u> 法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 委員会

(委員会委員)

第29条 指名委員会、監査委員会および報酬委 員会の委員は、取締役会決議により取締役の中 から選定する。

変更案

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮すること ができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続 きを経ないで取締役会を開催することができ る。

(取締役会の決議方法)

第25条 当会社の取締役会の決議は、取締役 (当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の過半数が出席し、出席した 取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役会の決議事項につい て、取締役(当該決議事項について議決に加わ ことができるものに限る。)の全員が書面ま たは電磁的記録により同意の意思表示をした ときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会 の決議があったものとみなす。

第27条(現行どおり)

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議に よって定める。ただし、監査等委員である取締 役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区 別して株主総会の決議により定めるものとす る。

(取締役の責任免除および非業務執行取締役と の間の責任限定契約)

第29条(現行どおり) ②当会社は、会社法第427条第1項の規定に基 づき、取締役(業務執行取締役等である<u>もの</u>を 除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(削除)

現行定款	変更案
(委員会規則) 第30条 指名委員会、監査委員会および報酬委 員会に関する事項は、法令、本定款のほか、各委 員会が作成し取締役会決議により承認される 委員会規則によるものとする。	(削除)
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ とができる。
(新設)	(監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令ま たは本定款のほか、監査等委員会において定め る監査等委員会規程による。
(新設)	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常 勤の監査等委員を選定することができる。
第6章 執行役	(削除)
(執行役の選任) 第31条 執行役は、取締役会において選任する。 ②取締役会は、その決議によって代表執行役を 選定する。	(削除)
(執行役の任期) 第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終 了する最終の事業年度に関する定時株主総会 の後最初に招集される取締役会の終結の時ま でとする。	(削除)
(執行役の責任免除) 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規 定に基づき、任務を怠ったことによる執行役 (執行役であった者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議をも って免除することができる。	(削除)
第7章 会計監査人	<u>第6章</u> 会計監査人
第 <u>34</u> 条(条文省略)	第 <u>33</u> 条(現行どおり)
(会計監査人の任期) 第35条(条文省略) ②会計監査人は、前項の定時株主総会において 別段の決議がされなかった時は、当該定時株主 総会において再任されたものとみなす。	(会計監査人の任期) 第34条(現行どおり) ②会計監査人は、前項の定時株主総会において 別段の決議がされなかったときは、当該定時株 主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除および会計監査人との 間の責任限定契約)

第36条(条文省略)

②当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令が規定する額を限度とす

第8章 計 笡

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年8月1日か ら翌年7月31日までの1年とする。

第38条(条文省略)

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7 月31日とする。 ②(条文省略)

第40条(条文省略)

(A種優先株式配当金の除斥期間)

第40条の2 第40条の規定は、A種優先株式配 当金の支払いについて、準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

変更案

(会計監査人の責任免除および会計監査人との 間の責任限定契約)

第35条(現行どおり) ②当会社は、会社法第427条第1項の規定に基 づき、会計監査人との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日か ら同年12月31日までの1年とする。

第37条(現行どおり)

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12 月31日とする。

②(現行どおり)

第39条(現行どおり)

(削除)

附 則

第1条 第12条の規定にかかわらず、第23期事 業年度に関する定時株主総会の招集について は、なお従前の例による。

第2条 第13条の規定にかかわらず、第23期事 業年度に関する定時株主総会の議決権の基準 日については、なお従前の例による。

第3条 第36条の規定にかかわらず、第24期事 業年度は、平成28年8月1日から同年12月31日 までとする。

第4条 第38条第1項の規定にかかわらず、第 23期事業年度に関する期末配当の基準日につ いては、なお従前の例による。

第5条 当会社は、平成28年8月開催の臨時株 主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1項に定める執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を 得て、法令の限度において、取締役会の決議を もって免除することができる。

現行定款	変更案
(新設)	第6条 附則第1条から第4条の規定は第24 期事業年度の終了後、附則第5条及び本条の規 定は平成28年8月開催の臨時株主総会終結時 から10年が経過した後、これを削除する。

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(6名)は、会社法第332条第7項第1号および第2号の定めにより、定款変更の効力が発生した時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が発生するものといたします。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	が な 氏 名 (生年月日)	略歴、	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)			
1	かが み よし ろう 各 務 嘉 郎 (昭和22年4月3日生)	平成9年12月 平成17年12月 平成20年5月 平成20年8月 平成20年10月 平成21年10月 平成21年10月		25, 300株		

候補者番 号	5 り が な 氏 名 (生年月日)	略歷	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)					
		平成2年4月	日興證券株式会社入社 日興リサー					
			チセンター株式会社出向					
		平成9年2月	日興アイ・アール株式会社出向					
		平成11年8月	日本オラクル株式会社入社					
		平成14年1月	イーシステム株式会社入社					
		平成18年3月	同社取締役					
		平成20年3月	三光ソフラン株式会社 (現 三光ソフ					
			ランホールディングス株式会社)入					
			社					
		平成21年11月	GMOアドパートナーズ株式会社入					
			社					
		平成23年5月	当社入社					
2	おお にし ひろ ゆき 大 西 浩 之 (昭和40年8月8日生)	おお にし ひろ ゆき ナ 西 注 ナ	おお にし ひろ ゆき 大 西 浩 ウ	おお にし ひろ ゆき :	おお にし ひろ ゆき 大 西 浩 フ	平成23年6月	当社経営戦略グループマネージャー	5 000株
		(昭和40年8月8日生) 平成23年8月 当社経営企画部門担当執行役兼経営	5, 000px					
							戦略グループマネージャー	
					平成24年2月	当社経営企画部門担当兼新規事業部		
			門担当執行役					
		平成24年8月	当社経営企画部門担当兼新規事業部					
			門担当執行役員					
		平成25年11月	当社国内営業部門兼経営戦略室担当	5,000株 客 客				
			常務執行役員					
		平成27年10月	当社取締役兼国内営業部門および経					
			営戦略室担当執行役常務					
		平成28年4月	当社取締役兼国内営業部門、経営企					
			画部門、経営戦略室および経営サポ					
			ート部担当執行役常務、現在に至る					

候補者番 号	5 り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
3 (新任)	Oがし あきら 東 晃 (昭和36年6月10日生)	昭和59年4月 オプテックス株式会社入社 平成15年1月 同社社長室長 平成16年1月 同社執行役員経営企画本部長 平成17年1月 同社執行役員管理本部長 平成24年3月 同社取締役兼執行役員管理本部長 平成26年1月 同社取締役兼執行役員管理統括本部 長・管理本部長、現在に至る (重要な兼職の状況) オプテックス株式会社取締役兼執行役員 管理統括本部長・管理本部長	一株
4 (新任)	おく むら さとし 奥 村 訓 (昭和42年7月24日生)	平成2年4月 オプテックス株式会社入社 平成13年5月 当社入社 平成17年2月 オプテックス・エフエー株式会社入社 社新規事業室室長 平成19年1月 同社LED営業部部長、現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役との責任限定契約について

東晃氏および奥村訓氏の取締役選任が承認され就任したときは、当社は、両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の損害賠償責任の限度額は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は 監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、指名委員会の決定に基づき、監査等委員である取締役3名の 選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が発生するものといたします。

また、監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	s p s s s s s s s s s s s s s s s s s s	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
		平成3年4月 弁護士登録、現在に至る 平成16年6月 株式会社松風社外監査役、	
1	ött a vot lu 酒 見 康 史	現在に至る 平成21年10月 当社社外取締役、現在に至る	4 100 1/1
1	(昭和33年12月24日生)	(当社における地位および担当)	4, 100株
		指名委員、報酬委員、監査委員	
		(重要な兼職の状況)	
		株式会社松風社外監査役	
		昭和45年4月 三洋電機株式会社入社	
		平成10年6月 三洋電機メディカシステム株式会社	
		常務取締役 平成13年10月 三洋電機バイオメディカ株式会社常 務取締役	
2 (新任)	^み ざ ひろむ 見 座 宏 (昭和22年8月13日生)	平成16年9月 三洋ヒューマンネットワーク株式会社入社	一 株
		平成17年3月 オプテックス・エフエー株式会社社	
		外監査役、現在に至る	
		(重要な兼職の状況)	
		オプテックス・エフエー株式会社社外監査役	

候補者番 号	5 9 5 4 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
3 (新任)	や わた とも ゆき 八 幡 知 行 (昭和18年2月2日生)	昭和47年4月 監査法人中央会計事務所 大阪事務 所入所 昭和54年12月 八幡公認会計士事務所所長、現在に 至る 平成9年3月 オプテックス株式会社社外監査役 平成14年1月 オプテックス・エフエー株式会社社 外監査役、現在に至る (重要な兼職の状況) オプテックス・エフエー株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 酒見康史氏、見座宏氏、八幡知行氏は、社外取締役候補者であります。

酒見康史氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る弁護士としての豊富な実務経験と幅広い見識、高度な法律知識を元に、当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことが期待できるとともに、他の企業においてその経営に対する適切な監督を現に行っていることであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

見座宏氏を社外取締役候補者とした理由は、他の企業における経営経験と経理業務を通じて培った財務および会計に関する幅広い知見を元に、当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことが期待できるとともに、他の企業においてその経営に対する適切な監督を現に行っていることであります。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、独立役員となる予定であります。

八幡知行氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る公認会計士としての豊富な実務経験と幅広い見識、財務および会計に関する深い知見を元に、当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことが期待できるとともに、他の企業においてその経営に対する適切な監督を現に行っていることであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、独立役員となる予定であ

ります。

3. 社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで) 酒見康史氏は6年9ヶ月間、就任しております。

4. 取締役との責任限定契約について

当社は、現在、社外取締役に就任している酒見康史氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第28条第2項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

上記の監査等委員である取締役候補者3氏の選任が承認され就任したときは、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた定款の定めに従い、会社法第427条第1項に基づく新たな責任限定契約を3氏との間で締結する予定です。新たな契約に基づく取締役の損害賠償責任の限度額は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、当社は、監査 等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役報酬は、報酬委員会において、株主をはじめ第三者に対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容を決定することを基本方針とし、今日に至っております。

監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、会社法第361条第1項 および第2項の定めに従い、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。 以下、本議案において同じとします。)の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事 情も考慮して、年額200,000千円以内と定めることとさせていただきたく存じ ます。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない ものといたします。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じますと、取締役は4名(うち社外取締役0名)となる予定です。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が発生するものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、当社は、監査 等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40,000千円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じますと、 監査等委員である取締役は3名となる予定です。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当該議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が発生するものといたします。

以上

メ	Ŧ			

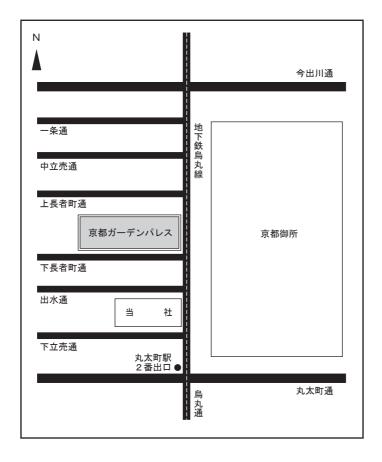
株主総会会場のご案内

会 場 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地

京都ガーデンパレス

2階 葵の間

電話: 075-411-0111



地下鉄烏丸線丸太町駅 2番出口から徒歩8分